

平 成 30 年

第 1 回可児市議会定例会議案

平成30年 2 月21日

目 次

議案第1号	平成30年度可児市一般会計予算について	1
議案第2号	平成30年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について	1
議案第3号	平成30年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について	2
議案第4号	平成30年度可児市介護保険特別会計予算について	2
議案第5号	平成30年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について	3
議案第6号	平成30年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について	3
議案第7号	平成30年度可児市可児駅東土地地区画整理事業特別会計予算について	4
議案第8号	平成30年度可児市土田財産区特別会計予算について	4
議案第9号	平成30年度可児市北姫財産区特別会計予算について	5
議案第10号	平成30年度可児市平牧財産区特別会計予算について	5
議案第11号	平成30年度可児市二野財産区特別会計予算について	6
議案第12号	平成30年度可児市大森財産区特別会計予算について	6
議案第13号	平成30年度可児市水道事業会計予算について	7
議案第14号	平成30年度可児市下水道事業会計予算について	7
議案第15号	平成29年度可児市一般会計補正予算（第5号）について	8
議案第16号	平成29年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	8
議案第17号	平成29年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	9
議案第18号	平成29年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）について	9
議案第19号	可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第20号	可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第21号	可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について	18
議案第22号	可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第23号	可児市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第24号	可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第25号	可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第26号	可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第27号	可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第28号	可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第29号	可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第30号	教育長の任命について	53
議案第31号	人権擁護委員候補者の推薦について	54

議案第32号	中濃地域農業共済事務組合同規約の変更について	55
議案第33号	市道路線の廃止について	56
議案第34号	市道路線の認定について	57

議案第 1 号

平成30年度可児市一般会計予算について

平成30年度可児市一般会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 2 号

平成30年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について

平成30年度可児市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 3 号

平成30年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について

平成30年度可児市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 4 号

平成30年度可児市介護保険特別会計予算について

平成30年度可児市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 5 号

平成30年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について

平成30年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 6 号

平成30年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について

平成30年度可児市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 7 号

平成30年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について

平成30年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 8 号

平成30年度可児市土田財産区特別会計予算について

平成30年度可児市土田財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第9号

平成30年度可児市北姫財産区特別会計予算について

平成30年度可児市北姫財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第10号

平成30年度可児市平牧財産区特別会計予算について

平成30年度可児市平牧財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第11号

平成30年度可児市二野財産区特別会計予算について

平成30年度可児市二野財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第12号

平成30年度可児市大森財産区特別会計予算について

平成30年度可児市大森財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第13号

平成30年度可児市水道事業会計予算について

平成30年度可児市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第14号

平成30年度可児市下水道事業会計予算について

平成30年度可児市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第15号

平成29年度可児市一般会計補正予算（第5号）について

平成29年度可児市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第16号

平成29年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

平成29年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第17号

平成29年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

平成29年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第18号

平成29年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）について

平成29年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第19号

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,000円</u>とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,200円</u>とする。</p>
<p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第10条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>7,200円</u>とする。</p>	<p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第10条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。</p>
<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援</p>	<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援</p>

金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
20,300円

イ～エ（略）

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 5,040円

カ（略）

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
14,500円

イ～エ（略）

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
17,640円

イ～エ（略）

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 7,700円

カ（略）

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
12,600円

イ～エ（略）

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

<p>介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,600円</u></p> <p>カ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</p> <p>被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,800円</u></p> <p>イ～エ（略）</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</p> <p>介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,440円</u></p> <p>カ（略）</p>	<p>介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,500円</u></p> <p>カ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</p> <p>被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,040円</u></p> <p>イ～エ（略）</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</p> <p>介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,200円</u></p> <p>カ（略）</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の可児市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第20号

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年可児市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基本方針) 第3条 (略) 2及び3 (略) 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければなら	(基本方針) 第3条 (略) 2及び3 (略) 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に</u>

い。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)及び(2) (略)

規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)及び(2) (略)

4 (略)

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) (略)

7 (略)

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア～ウ (略)

エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録

オ (略)

(3)～(5) (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア～ウ (略)

エ 第33条第16号の規定による評価の結果の記録

オ (略)

(3)～(5) (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3

条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問

条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(14) (略)

(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) 担当職員は、利用者が介護予防訪問

看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第21号

可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定の基準を定めるとともに、法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第79条第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又

は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かななければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かななければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ③に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族（以下「利用申込者等」という。）に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者等からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者等の閲覧に供し、当該利用申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者等から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者等に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を

勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われると

ともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者等の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して

- 行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者等に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第77号)第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更につい

て準用する。

- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、そ

の変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、個人情報に配慮し、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に第7条から第32条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備、備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の重要事項について、指定居宅介護支援事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がな

く、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して

国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定居宅介護支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第33条 第3条から前条（第29条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」と

あるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

2 第6条第2項の規定にかかわらず、施行日から平成33年3月31日までの間においては、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ③に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

議案第22号

可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険条例（昭和36年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>可児市</u>（以下「市」という。）が行う国民健康保険について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(国民健康保険運営協議会委員の定数)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(一部負担金)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市</u>が行う国民健康保険の事務について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(可児市国民健康保険運営協議会)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険法</u>（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき、市の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、<u>可児市国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 <u>協議会</u>の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(一部負担金)</p>

<p>第5条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）</u>第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3</p>	<p>第5条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合</u> 10分の3</p>
---	---

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第23号

可児市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

可児市後期高齢者医療に関する条例（平成20年可児市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際本市に住所を有していた者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項<u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際本市に住所を有していた者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号<u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号<u>（法第55条の</u></p>

を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた者

附 則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

10月期 10月16日から同月31日まで

11月期 11月1日から同月30日まで

12月期 12月1日から同月25日まで

1月期 1月1日から同月31日まで

2月期 2月1日から同月末日まで

3月期 3月1日から同月31日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

2 第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった者

附 則

(延滞金の割合の特例) <u>第3条</u> (略)	(延滞金の割合の特例) <u>第2条</u> (略)
-------------------------------	-------------------------------

附 則
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第24号

可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

可児市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市介護保険条例の一部を改正する条例

可児市介護保険条例（平成12年可児市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,560円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,680円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>53,040円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>62,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>68,640円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から平成32年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,900円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>56,100円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>72,600円</u></p>

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この条において同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ （略）

(7) 次のいずれかに該当する者 74,880円

ア及びイ （略）

(8) 次のいずれかに該当する者 90,480円

ア 合計所得金額が200万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ （略）

(9) 次のいずれかに該当する者 93,600円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ （略）

(10) 次のいずれかに該当する者 102,960円

ア及びイ （略）

(11) 次のいずれかに該当する者 106,080円

ア及びイ （略）

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ （略）

(7) 次のいずれかに該当する者 79,200円

ア及びイ （略）

(8) 次のいずれかに該当する者 95,700円

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ （略）

(9) 次のいずれかに該当する者 99,000円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ （略）

(10) 次のいずれかに該当する者 108,900円

ア及びイ （略）

(11) 次のいずれかに該当する者 112,200円

ア及びイ （略）

(12) 次のいずれかに該当する者
112,320円

ア及びイ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者
115,440円

ア及びイ (略)

(14) 次のいずれかに該当する者
118,560円

ア及びイ (略)

(15) 次のいずれかに該当する者
121,680円

ア及びイ (略)

(16) 次のいずれかに該当する者
124,800円

ア及びイ (略)

(17) 前各号のいずれにも該当しない者
137,280円

(保険料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1)～(5) (略)

2及び3 (略)

第13条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、

(12) 次のいずれかに該当する者
118,800円

ア及びイ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者
122,100円

ア及びイ (略)

(14) 次のいずれかに該当する者
125,400円

ア及びイ (略)

(15) 次のいずれかに該当する者
128,700円

ア及びイ (略)

(16) 次のいずれかに該当する者
132,000円

ア及びイ (略)

(17) 前各号のいずれにも該当しない者
145,200円

(保険料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1)～(5) (略)

(6) 第1号被保険者が、刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁された者であること。

2及び3 (略)

第13条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の

10万円以下の過料を科する。

付 則

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(平成29年度における保険料率の特例)

第6条 平成29年度における保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略)

(6) 次のいずれかに該当する者 68,640円

ア 合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3

過料を科する。

付 則

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(平成29年度における保険料率の特例)

第6条 平成29年度における保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略)

(6) 次のいずれかに該当する者 68,640円

ア 合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、

<p>第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の可児市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）

第2条及び第9条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成30年度から平成32年度までにおける保険料率の軽減措置)

第3条 この条例による改正後の条例第2条第1号に該当する第1号被保険者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、改正後の条例第2条第1号の規定にかかわらず、29,700円とする。

議案第25号

可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

可児市小口融資条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市小口融資条例の一部を改正する条例

可児市小口融資条例（昭和43年可児町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申込人の資格)</p> <p>第4条 この条例において「小規模企業者」とは、次の要件を満たす個人又は法人をいう。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 申込みの日以前1年間に納期が到来した市民税の納付額（以下「直近市民税額」という。）があるものであって当該直近市民税額を完納しているもの（<u>当該直近市民税額が均等割のみである法人については、代表者が連帯保証人となるものに限る。</u>）又は地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者控除額若しくは寡婦（寡夫）控除額を控除されたことにより直近市民税額がなかった個人</p> <p>(融資の条件)</p> <p>第6条 この条例に基づく融資の条件は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 貸付限度額 1小規模企業者につき</p>	<p>(申込人の資格)</p> <p>第4条 この条例において「小規模企業者」とは、次の要件を満たす個人又は法人をいう。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 申込みの日以前1年間に納期が到来した市民税の納付額（以下「直近市民税額」という。）があるものであって当該直近市民税額を完納しているもの又は地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者控除額若しくは寡婦（寡夫）控除額を控除されたことにより直近市民税額がなかった個人</p> <p>(融資の条件)</p> <p>第6条 この条例に基づく融資の条件は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 貸付限度額 1小規模企業者につき</p>

<p><u>1,250万円</u>。ただし、既存の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で<u>1,250万円</u>の範囲内となる新規保証に限る。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) 貸付期間 <u>96箇月</u>以内</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>(7) 連帯保証人 要しない。ただし、<u>第4条第3号に規定する代表者が連帯保証人となる法人に融資する場合及び規則で定める場合を除く。</u></p> <p>(8)及び(9) (略)</p>	<p><u>2,000万円</u>。ただし、既存の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で<u>2,000万円</u>の範囲内となる新規保証に限る。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) 貸付期間 <u>120箇月</u>以内</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>(7) 連帯保証人 要しない。ただし、<u>協会が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(8)及び(9) (略)</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市小口融資条例の規定は、施行日以後の申込みに係る融資について適用し、施行日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。

議案第26号

可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成27年可児市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化</u>に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第10条第1項</u>の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（平成10年大蔵省、厚生</p>	<p>可児市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化</u>に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第9条第1項</u>の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林</p>

省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域の範囲における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	(略)
法第10条第1項に規定する同意企業立地重点促進区域	

水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域の範囲における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	(略)
法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第27号

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

可児市市営住宅管理条例（昭和36年可児町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては、第4号）の条件を備えた者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）にあつては、この限りではない。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては、第4号）の条件を備えた者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>第9条の3第1項において同じ。</u>）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

(同居の承認)

第9条の2 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、則第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(入居の承継)

第9条の3 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者（当該入居者の入居時から引き続き同居している親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の者及び当該入居者の配偶者以外の者については、当該同居の期間が1年未満である場合を除く。）が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(家賃の決定)

第10条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第23条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第26条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応

(同居の承認)

第9条の2 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(入居の承継)

第9条の3 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者（当該入居者の入居時から引き続き同居している親族以外の者及び当該入居者の配偶者以外の者については、当該同居の期間が1年未満である場合を除く。）が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(家賃の決定)

第10条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第23条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）において、第26条第1項の規定による請求を行ったにもか

<p>じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p>	<p>かわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p>
<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p>(収入の申告等)</p>	<p>(収入の申告等)</p>
<p>第11条 入居者は、毎年度、市長に対し、その前年の収入を申告しなければならない。</p>	<p>第11条 入居者は、毎年度、市長に対し、その前年の収入を申告しなければならない。<u>ただし、入居者が則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第26条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>則第8条に規定する方法によるものとする。</u></p>	<p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>則第7条に規定する方法によるものとする。</u></p>
<p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p>	<p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告等に基づき、<u>収入(同項ただし書に規定する場合にあっては、則第9条に規定する方法により把握した収入)</u>の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>(収入超過者に対する家賃)</p>	<p>(収入超過者に対する家賃)</p>
<p>第24条の2 (略)</p>	<p>第24条の2 (略)</p>
<p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。</p>	<p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項<u>(第11条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)</u>に規定する方法によらなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(市営住宅建替事業による家賃の特例)</p>	<p>(市営住宅建替事業による家賃の特例)</p>
<p>第28条の2 市長は、前条の申出により市</p>	<p>第28条の2 市長は、前条の申出により市</p>

営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第10条第1項、第24条の2第1項又は第24条の4第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第28条の3 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第10条第1項、第24条の2第1項又は第24条の4第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第10条第1項、第24条の2第1項又は第24条の4第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第28条の3 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第10条第1項、第24条の2第1項又は第24条の4第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成20年可児市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
特定用途制限地域	建築してはならない建築物	特定用途制限地域	建築してはならない建築物
広見東部	イ及びロ（略） ハ 法別表第2（ <u>ち</u> ）項第2号及び第3号に掲げる建築物 ニ 法別表第2（ <u>ぬ</u> ）項第1号及び第2号に掲げる建築物	広見東部	イ及びロ（略） ハ 法別表第2（ <u>り</u> ）項第2号及び第3号に掲げる建築物 ニ 法別表第2（ <u>る</u> ）項第1号及び第2号に掲げる建築物
別表第2（第7条関係）		別表第2（第7条関係）	
特定用途制限地域	政令第137条の19第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途	特定用途制限地域	政令第137条の19第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途
広見東部	イ～ハ（略） ニ 法別表第2（ <u>ち</u> ）項第2号に掲げる建築物 ホ 法別表第2（ <u>ち</u> ）項第3号に掲げる建築物 へ 法別表第2（ <u>ぬ</u> ）項第1号に掲げる建築物 ト 法別表第2（ <u>ぬ</u> ）項第2号に掲げる建築物	広見東部	イ～ハ（略） ニ 法別表第2（ <u>り</u> ）項第2号に掲げる建築物 ホ 法別表第2（ <u>り</u> ）項第3号に掲げる建築物 へ 法別表第2（ <u>る</u> ）項第1号に掲げる建築物 ト 法別表第2（ <u>る</u> ）項第2号に掲げる建築物

別表第3（第8条関係）		別表第3（第8条関係）	
特定用途 制限地域	築造してはならない工作物	特定用途 制限地域	築造してはならない工作物
広見東部	法別表第2（ <u>ぬ</u> ）項第1号(2)の事業の用に供する工作物	広見東部	法別表第2（ <u>る</u> ）項第1号(2)の事業の用に供する工作物

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第29号

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

可児市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年可児町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項若しくは第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場</p>

第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

（補償基礎額）

第5条 （略）

2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員、非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1

合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

（補償基礎額）

第5条 （略）

2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員、非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算し

<p>人については333円)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>て得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の可児市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行日以後に支給すべき事由の生じた可児市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第30号

教育長の任命について

次の者を可児市教育委員会の教育長に任命したいので、議会の同意を求める。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
竈橋 義朗	可児市石森153番地 1

議案第31号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
川合 素子	可児市緑ヶ丘二丁目213番地1
井道 美紀	可児市兼山497番地

議案第32号

中濃地域農業共済事務組合同規約の変更について

中濃地域農業共済事務組合同規約を次のとおり変更する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約

中濃地域農業共済事務組合同規約（平成9年4月1日岐阜県指令武総第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「共済事業」を「農業共済事業及び農業経営収入保険事業」に改める。

第13条第3項中「農業災害補償法第127条第1項」を「農業保険法第168条第1項」に改める。

第14条中「共済事業」を「農業共済事業」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

議案第33号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のとおり廃止する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
13号線	可児市下恵土字愛宕	
	可児市下恵土字嶋畑	
1081号線	可児市久々利字東屋敷	
	可児市久々利字東屋敷	
1082号線	可児市久々利字松坪	
	可児市久々利字松坪	
5146号線	可児市下恵土字町田	
	可児市下恵土字針満	
5297号線	可児市下恵土字針満	
	可児市下恵土字針満	

議案第34号

市道路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

平成30年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
1082号線	可児市久々利字東屋敷	
	可児市久々利字松坪	
5400号線	可児市下恵土字愛宕	
	可児市下恵土字針満	